

個別ロゴマークについて

1. 個別ロゴマークに関する規定

- 平成 22 年度より、全分野共通のロゴマークに加え、対象技術ごとの固有の情報を記載したロゴマーク（「個別ロゴマーク」）を交付できるようになった。本年度は当規定における本技術分野の個別ロゴマークへの記載事項の検討を進める。

第 10 章 ロゴマークの使用

2. ロゴマークの構成

(1) ロゴマークは、別紙 2 に示すとおり、全技術共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術ごとの固有の情報を記載したもの（以下「個別ロゴマーク」という。）からなる。

(2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、分野ごとに統一することとし、分野別WGにおいて決定する。

(別紙 2) 環境省環境技術実証事業ロゴマーク

① 共通ロゴマーク

・ 「第三者実証」表示
・ 実証番号
・ 実証試験結果等
・ 任意実証等の特記事項
等の表示の有無を各分野 WG で決定

② 個別ロゴマークのイメージ：記載事項は分野別WGで決定する。

※平成 22 年度環境技術実証事業実施要領より抜粋

2. 他分野における個別ロゴマーク検討結果

- 上記規定を踏まえ、各分野にて個別ロゴマークの検討が実施されている。以下に、各分野の検討結果の例を示す。

(1) 自然地域トイレし尿処理技術分野



(2) 湖沼等水質浄化技術分野



(3) 閉鎖性海域における水環境改善技術分野

